

佐賀県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年八月十二日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成十九年四月三十日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 有限会社一道  
所在地 多久市北多久町多久原三三三八番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 ヘルパーステーションからつと  
所在地 唐津市町田八一二番地七  
サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護
- 二 (一) 廃止年月日 平成十九年四月三十日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 有限会社一道  
所在地 多久市北多久町多久原三三三八番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 ケアプランセンターからつと  
所在地 唐津市町田八一二番地七  
サービスの種類 居宅介護支援
- 三 (一) 廃止年月日 平成二十二年八月三十一日

- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社千寿園  
所在地 佐賀市北川副町大字光法一五九三番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 居宅介護支援事業所ぴゅあ・らいふ  
所在地 小城市小城町六一七番地八  
サービスの種類 居宅介護支援
- 四 (一) 廃止年月日 平成二十二年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人松籟会  
所在地 唐津市鏡四三 四番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 まつのみ訪問看護ステーション  
所在地 唐津市浜玉町横田下一七七番地  
サービスの種類 介護予防訪問看護